

熊取バドミントンクラブ総会 議事録

日時	2013年（H25年）4月21日（日）一部11:30~12:00 二部19:00~20:30		
場所	希望ヶ丘憩いの家	作成日	2013年4月26日（金）
出席者 （敬称略）	熊取バドミントンクラブ会員（一部：31名、二部：21名 / 総数54名）		
議題	1. 24年度会計報告 2. 25年度役員 3. 25年度予算（口頭連絡） 4. 協議事項 5. その他		
資料	・24年度行事報告 ・24年度会計報告 ・25年度行事予定 ・25年度予算（資料なし） ・25年度役員 ・連絡網と月当番		

○：承認（決定） △：保留 □：検討課題



熊取バドミントンクラブ総会 会議内容	結果
1. 24年度会計報告 ・シャトルについては年会費を上回ることにならないよう、インターネット購入量を調整し購入した。 ・繰越金が前年度は3万円強のマイナスであったが、割安シャトルの購入量の調整により、プラス3万円強となった。 ・監査の結果正当に処理されていることが報告された。 2. 25年度役員（変更者のみ記載） 2.1 熊取クラブ 会長：中竹辰美 副会長：道崎明実 会計：日高直樹、西田かおる 理事：（新任）奥野裕史、（退任）林秀次郎、黒川征男、高見由美子 2.2 バドミントン連盟 会長：奥野裕史 会計：日高直樹、中竹辰美（会計監査） 理事：（新任）藤本有紀、室谷文子、道崎明実 （退任）広海ひろ子、三宅正子、奥野裕史、篠崎秀子 2.3 泉南地区協会 理事：中竹辰美 2.3 レディス 評議員：藤本有紀 会計：岡田宏美 2.5 北小クラブ 会計：室谷文子 3. 25年度予算 ・シャトルコック代がH25年度より値上がりするが、前年度の繰越金UP分もあり、予算上は前年度と同様に割安シャトルを120ダース購入する計画とする。 ・シャトルの購入の考え方は前年度同様とし、銘柄、数量等については年会費内を目途として購入調整を実施する。	

熊取バドミントンクラブ総会 議事録

熊取バドミントンクラブ総会 会議内容	結果
<p>4. 協議事項</p> <p>(1) 講習会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も実施する。内容などに希望や意見があればよろしくお願いします。 ・1回/年 とし、H24年度同様、2月開催予定。 <p>(2) 月例会の実施回数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年度同様とする。(8回) <p>(3) 月例会の【男性が女性側でプレイする場合】のハンディキャップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性側で得たハンディは、男性側でプレイする場合には持ち込まない。以外は撤廃する。 <p>(4) H25年度はシャトルの値段が上がるため、前年度同様インターネットでの購入を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄、数量等については年会費内を目途として役員内で決定する。 <p>(5) 規約「第5章 入会金及び会費」の内容について現在の状況に合わせた内容に見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細はホームページ及び体育館の掲示板に掲示する。 	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>5. 今後の検討事項（総会後の意見も含む）</p> <p>(1) 会費とシャトルの購入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費の額の決定 ・何のために（目的：年会費内：単価×数量）、何時（判断時期）、誰が（会計さん）、何を（シャトルの銘柄）、どのように（インターネット、ユゲ） ・銘柄、数量等の判断については年会費内を目途として役員内で決定する。 <p>(2) 規約資料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブの発足を明記する。 <p>(3) 総会の実施方法（来年度に向けて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期：川崎杯の後に実施する。 ・目的：役員会の決定事項の周知 ・次期への課題の確認 <p>(4) 懇親会（4月）のあり方</p> <p>(5) 月例会のルール（ハンディ）について</p> <p>(6) 日曜日水曜日メンバーとの交流</p>	
<p>6. その他</p> <p>(1) 大阪市社会人クラブバドミントン連盟より40周年記念品としてシャトルボックス用ケースを2ケース受領した。</p> <p>(2) 規約内容変更箇所抜粋</p> <p>第5章 入会金及び会費</p> <p>第7条 入会金及び会費の詳細事項は、内規にて定める。</p> <p>1、既に連盟所属の方の場合、入会金は徴収しない。</p> <p>1) 入会金</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会員3000円。連盟会員はなし。 <p>2、学生（高校生以下）の会費は一般会費の半額とする。</p> <p>1) 会費</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会員7000円。 <p>2) ビジター代</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会員700円。連盟会員500円。 <p>3) 高校生以下の扱い</p> <p>入会金、会費は半額。ビジター代は同額。</p> <p>第8条 会員は、特別の事由ある時は、会長に届出て休会する事が出来る。この間の会費は不要とする。</p>	

熊取バドミントンクラブ総会 議事録

- 1、 休会する場合は、期（上期4月～9月、下期10月～3月）の途中であっても、会費は返却しない。
 - 2、 新規入会または復会する場合の会費は、月単位での期の残り月分とする。
- 第9条 無断で会費を滞納した会員は、退会したものとみなす。（猶予期間：半年間）その間に退会、休会の意思を確認する。
状況によっては会長の判断で除名もあり得る。

以下平成25年4月26日 第5章 入会金及び会費についての内規を制定した。
(内規はホームページには掲示しない。)

◎会費の徴収について

- 速やかに会計に支払うこと。
 - ・遅れる場合はその旨を会計に連絡下さい。
- ◎無断で会費滞納をした方への対応
 - 半期分の会費の支払いを依頼する。
その際、継続、休会、退会の意志を確認する。
(確認ポイント：会費徴収日より1ヶ月後5月末、10月末)
確認ポイントの段階で一度も参加されていない方で、休会、退会の意志が確認出来た場合は会費を免除とする。

【特別ルール】

- 支払いを拒否した場合で理由もなく、2ヶ月間会費を滞納した場合は今後、会員にはなれない（除名）。
(ビジターとしての参加は可能)
- ・ただし、病気等（怪我、転勤）特別な理由がある場合は除く。（事前に連絡下さい。）

◎会費を受領済の方で途中休会退会となった場合。

- ・返金はしない。
- 1) 会費（規約再掲）
一般会員7000円。
月割額
「月割額は会費/6ヶ月とし、100円未満を切り上げとする。
例：7000円/6ヶ月は1166.7円なので1200円とする。」
- 2) 入会金（規約再掲）
一般会員3000円。連盟会員はなし。（現連盟会員の確認が必要。）
- 3) ビジター代（規約再掲）
一般会員700円。連盟会員500円。
- 4) 高校生以下の扱い（規約再掲）
入会金、会費は半額。ビジター代は同額。

◎用語の解釈

- 入会
新規会員及び退会後の再会員となる方
ただし、会費については現在、連盟会員であれば、免除とする。
- 休会
病気等（怪我、転勤）特別な理由でクラブに参加出来なくなった方。
- 退会
会員として活動が出来なくなった方
再入会、ビジターでの参加は妨げない。
- 除名
状況によっては会長の判断で除名とした方。
今後、会員にはなれない。
ビジターでの参加は可能。

以上